

厚生常任委員会会議録

平成16年8月24日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○里川 宜志子 浦野 圭司
三木 誓士 中西 和夫

浅井議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 課 長 補 佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、浦野委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、浦野委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに継続審査案件であります、（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

（仮称）総合福祉会館整備につきましては、6月14日の当委員会におきましてご報告させていただきましたように、少し時間をいただくなかで、現在、本施設の早期建設に向け、取り組みを進めている状況でございます。今後、建設用地の設定などが纏まりましたならば、担当常任委員会にご報告申し上げ、委員皆様にもご相談申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、委員皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

三木委員 今のご報告ですと、6月の委員会のとおりと同じような話で、進めていくということですが、もう少し具体的な形が出る様子はないんですか。その辺いかがですか。

助 役 当然そういうことを言われると思うのですが、我々としてはより慎重に取り組んでおるということでございますので、内容については先ほど課長が申し上げましたように、きちっと決定するような状態になれば委員会に報告させていただいて、意見を頂くということで、ご理解願いたいと思います。従って、詳細などについては、現時点では報告できないということで、お願いしたいと思います。

委員長 他にございませんか。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、9月定例議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに(1)斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、(2)斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。いずれも、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律にかかわる、町の公文書中の性別記載の削除について、の条例の改正であり、一括して説明を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは（１）、（２）についてあわせて理事者の説明を求めます。

住民課長 それでは（１）斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。ただいま、委員長より説明がございましたように、性同一性障害に悩む人に配慮するため、町の公文書中の性別記載を削除することといたしまして、斑鳩町印鑑条例中の性別記載を削除するものでございます。第６条第５号に掲げております男女の性別を削除することといたしております。第１３条斑鳩町印鑑登録証明に掛かります証明につきましても、性別を削除いたしまして、記載いたしますのは氏名、生年月日、住所を記載することといたしております。今後、性別に伴いまして、申請書等の性別削除につきましても、印鑑登録の施行規則の一部を改正することといたしまして、今後取り扱っていきたいと考えております。以上簡単ではございますが、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明とさせていただきます。

福祉課長 続きまして、（２）斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

西谷課長からありましたように、性同一性障害に対する配慮ということで、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例中の性別記載を削除し、性同一性障害に悩む人に配慮してまいりたいと考えております。お手元の資料の２をご覧いただきたいと思っております。新旧対照表であります。左側が新しいもの、右側が旧であります。その中で、様式第１号となっておりますが、この中で、被介護者及び受給者資格の記入欄にあります性別の記載欄を削除するものであります。施行につきましては平成１６年１０月１日からと考えております。９月議会には、この条例の改正案を提出させていただく予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 多分、住民生活部に関わるところで、今回こういう風に出してきていただいていると思うんです。規則や要綱についても、併せていろいろと見なおしてはいただいていると思うんですが、住民生活部に関わるところで、この男女別の記入をしていただくが多かったのかなという気もするんですが、他の部であったり、教育委員会であったりというところにも、こういう問題があるとは思いますが、それは各々が、教育委員会だったら教育委員会がそれぞれ責任を持って、この改正に取り組んでいただいていると。その上で、特に各部局に任せていて、その上でそれを整理したものを統一して、纏めて、どなたかが責任を持っているという状況でもないですか。この、改正についてはシステム的には、流れ的にはどうなっているのかというのが、他の方でもどういう風に動いてくれているのか、気になったので。

総務部長 この取り組みにつきましては、以前にお話させていただきましたとおりでございます、その中でこの関係につきましては、調査した結果につきましては、改正していかなければならないものにつきましては、一覧表で前にお示ししたとおりでございます。その中で条例関係につきましては厚生常任委員会所管の関係の2件だけでございます、この2件について改正させていただく。あと、規則等の関係につきましては併せて同時に改正していくということで、それぞれの担当の方で改正をしていくということで、併せまして10月1日に施行という形の中でやらせていただくということで考えております。そういった、今回の条例の改正を要するのは、先ほど申し上げましたように、この厚生常任委員会所管の関係で2件、住民課で1件、福祉課で1件だけでございます。それ以外については、それぞれ、また規則等の改正も併せてさせていただくという風に予定をしております。

里川委員 それは、ここへ出てきているので判っているんですが、全体の流れ的に、総務部だったら総務部で、例えば、部長が責任を持って、この整理についての責任者になってやっていただいているとか、そういう、同時進行に、多分、やっていただいていることは判っているんですが、教育委員会なんかは、所管が町長部局でなくなるということもありますけれども、教育委員会だったら教育長が責任を持ってやっているんだとか、そのシステムの流れ、要綱まで全て変えていく上においては、どこで責任を持ってやっていただいているのかというのが、ちょっと気になったので、お尋ねさせていただいたんです。

総務部長 言葉足らずで申し訳ございませんでしたけれども、先ほど申し上げましたように、プロジェクトチームといいますか、そこでいろいろと調査いたしました結果につきまして、どう対応していくのかということにつきましては、部長会の中で担当の中井部長から報告ありまして、それぞれその分につきましては改正していくということの中で、ただいまの条例については、2件は厚生常任委員会の中井部長の所管の中で上程をしていくということになっておりまして、その他の所管につきましては所管の方で、それぞれ改正に向けて作業をしていくということになっております。その作業の結果、10月1日でそれぞれ施行とさせていただくということになっておるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

次に（3）斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

福祉課長 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部

改正が行われ、平成16年度の保育料徴収金基準額表の徴収金基準額が改正されたことにより、当町においては国の徴収金基準額表を元に保育料を決定していることから、当町の町立保育所保育料徴収金額表を改正するもので、一部の階層区分で保育料が減額になり、平成17年度から施行するものでございます。今回の改正箇所につきましてはお手元の資料3で説明させていただきます。

町の保育料につきましては国の基準を元に児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められた額を徴収しておりますが、現在の厳しい経済状況の中、保育者の負担の軽減を図りますことから、階層区分は従来どおり10階層で行うこととし、前年度と同じく国の85%と軽減いたしております。今回の改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてある部分でありまして、徴収金額につきましては前年度と比較しまして、3歳児の場合には第5階層の1が26,500円から26,300円に200円の減、第5階層の2から第7階層までの間で、それぞれ30,100円から29,700円に400円の減となっております。また4歳児以上の場合では、第5階層の1が23,900円から23,700円に200円の減、第5階層の2から第7階層までの間で、それぞれ24,800円から24,500円に300円の減となっております。その他の階層につきましては今回の保育料の改正はございませんでした。9月議会にはこの条例の改正を提案させていただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。以上簡単ではございますが、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、これで終わりたいと思います。

次に（４）平成１６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について理事者の説明を求めます。

福祉課長

平成１６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。資料４をご覧いただきたいと思っております。

介護保険事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，６２６万４千円を増額し、歳入歳出それぞれ１億６，５６６万４千円とするものであります。その内容といたしましては、歳入予算の補正では第３款国庫支出金及び第５款県支出金における介護給付費負担金につきまして、給付実績に対する法令で定める割合の負担金の不足分、国庫支出金で２億１千８百七十七万円、県支出金で３億九千四百円を翌年度精算として、平成１６年度におきまして受入れるための増額補正をお願いするものであります。また、第９款繰越金につきましては、平成１５年度の決算の確定に伴い１億三千六百八十三万三千円を増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正では第４款基金積立金につきまして、平成１５年度の決算の確定に伴います１億三千八百四十五万五千円を増額補正をお願いするものであります。また、第５款諸支出金では支払基金交付金につきまして平成１５年度における給付実績に対し法令で定める割合以上に受け入れておりますので、超過交付金分１億七千六百一十一万一千円を平成１６年度におきまして償還するため増額補正をお願いするものでございます。また、平成１６年度の過年度保険料の還付につきましては既に予備費から償還金を流用しているため、予備費六千五百八十八万五千円を増額補正をお願いするものであります。９月議会にこの補正予算の案を提出させていただき予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上簡単ではございますが、平成１６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてのご説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた

します。

里川委員 会計につきましては、国保であったり、老健であったり、会計の制度上、こういう風な形に複雑になっているので仕方がないということで、この問題については理解してはいますが、介護保険そのものについてなんですが、今、制度の見直し、2005年の制度見直しに向けて、国の方の動向が非常に大きく変わろうとしているような状況にあるように思うのですが、国の動向とそれと当町の介護保険運営協議会と、それと当町の条例、こういったものを今後どのような動きになっていくのか、関係について、担当の方でどんな風に考えておられるのか、ちょっとその辺だけ押さえて聞いてみたいと思うんですが。

福祉課長 介護保険制度の見直しにつきましては、8月8日に県で研修会がございました。その中で若干説明されたものがございますので、今、はっきりとはまだ、その意見書という形で提出されましたら、また厚生労働省の方で取り纏めがこれからということで、あくまでも意見書という段階での説明でございましたので、若干紹介させていただきます。

今の介護保険制度のサービスの地域につきましては、町全域という形になっておりますが、今後は地域に密着した形ということで、より地域密着型サービスにしていかないと行けないということで、そのサービスの区域を、さらに細かくといいますか、中学校区だったら中学校区でしていくという風な考えが意見で出ているということでございました。また、市町村の権限を強化するというので、ケアプランをケアマネージャーが作成しているわけですが、そのチェックも必要になってくるのではないかとということで、意見書の方では出ているということです。また、各サービス事業者の管理、監督の方も市町村にしていかなければならないのではないかと意見が出ているということでございました。こういう意見をまだ取りまとめておられて、厚生労働省の方でそれを纏められて、来年度審議されるということをお聞きしております。町の方で考えておりますのは、そういう意見書

が今出ている段階で、今後9月、10月と県の方でさらに説明会を開くということを聞いております。説明会を聞く中で、町としては準備しなければならないものは準備していき、また、今度、介護保険運営協議会等でも、第3次計画が来年度見直しとなりますので、それに向かって準備を今して行こうという風に考えております。

里川委員 国の方の方針が出てきて、最後うちが持っている条例の改正をしていかなければならないような状況になってきたら、ということでは日程的に見たらどうなんかな。いつ頃そういう風に進めていく時期になるのかなというのが気になっているんですけども。それについてはどうでしょうか。

福祉課長 今回の段階では県の説明でもありましたように、まだはっきりとこうなるという説明は県の方も出来ない状態です。また町の方も、こうなるとはっきりしたことも判りませんので、県の説明会を聞く中で、また国の方針も決まってくる中で、町としては進めて行こうと考えております。第3次計画が18年度からになりますので、17年度中には必ずそういうものが出てくると思っていますので、その辺は介護保険運営協議会において協議していただきながら、条例の改定の方もまた考えて参りたいと考えております。

里川委員 介護保険は2000年からスタートした新しい制度ですけれども、それがまた大きく変わろうというときに、国の方もいろんな事を考えているようなんですが、介護保険運営協議会での協議というのを重視しながら、保険者としてやれる精一杯のことをやっていっていただけるよう、これまでいろんな意見が出ていることも重視しながら進めていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これで終わりたいと思っております。

委員長 次に、（５）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、（６）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１６年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）は関連する内容のものであり、一括して説明をお受けしたいと思いますがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。それでは（５）、（６）についてあわせて理事者の説明を求めます。

環境対策課長 それでは、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１６年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）を説明させていただきます。

まず、損害賠償の額の決定についてでございます。資料５をご覧くださいと思います。

（ 資料朗読 ）

環境対策課長 内容でございますが、去る、７月５日月曜日でございますが、衛生処理場の職員が運転いたしますごみ収集車、ダンプ車でございますが、目安北１丁目２番の道路上におきまして、そこに止めてあった車、無人でありましたが、その車両に接触いたしまして、その車両の後部ですが損壊させました。という事件でございます。その損害賠償の金額が今回決定いたしましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。６月議会におきましても、衛生処理場職員の事故によりまず専決処分の報告をさせていただいておったばかりでございます。またこういうような事故を引き起こしましたことについて、誠に心苦しく、残念でございます。また、大変申し訳なく存じているところでご

ざいます。毎回、こうした事故がおきます度に、また、機会がある度に、交通安全はもちろん、作業を安全に行うよう意識付けをしてきたところではございますが、今後、こうした事態が生じないよう作業中は万全の注意を傾注することを職員に対しまして、さらに指導を徹底したところでございまして、また、今後に起きましても、私どもが頻繁に衛生処理場に赴きまして、職員の勤務状況、ならびに健康状態等を確認しながら、まずは安全確保、これを念頭において、作業を行うよう指導をしてまいりたいという風に考えているところでございます。

続きまして、補正予算についてでございます。資料6をご覧くださいと思います。

(資料朗読)

環境対策
課長

この補正予算は、ただ今説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ92億4,566万6千円とするものでございます。内容につきまして、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。予算書の4ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、第20款諸収入、第4項雑入、第10節雑入に自動車損害共済金の受入といたしまして13万5千を加えるものでございます。次に、5ページに歳出がございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金13万5千円を賠償金の支払いとして加えるものでございます。1ページを見ていただきたいと思います。

(資料朗読)

環境対策
課長

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって終わります。
以上、9月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について受けてまいります。
(1) 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのうち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

住民課長 それでは、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての資料7をご覧ください。

住民課の所管いたします補正についてご説明申し上げます。歳出科目の第2款総務費、目が戸籍住民基本台帳費でございますが、今回性別記載を削除するために印鑑登録システムの修正に伴う委託料18万4千円の補正をお願いするものでございます。

以上で住民課所管の説明とさせていただきます。

福祉課長 福祉課所管にかかります補正予算の内容について説明させていただきます。資料7でご説明申し上げます。

在宅精神障害者に対するホームヘルプサービス事業におきまして、予算では利用者3名を予定しておりましたが、利用者が4名となり、その内利用者2名につきまして、独り暮らしで支援の必要性が高く、身体介護のサービスの利用料が多くなっております。これに必要な260万5千円の増額補正をお願いし、また、歳入につきましても195万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に平成15年度の身体障害者施設訓練等支援費などの国庫支出金につきましては、平成15年度における給付実績に対し、法令で定める割合以上の負担金を受け入れていることから、超過交付金148万3千円を平成16年度におきまして償還するため増額補正をお願いするものであります。以上が福祉課所管にかかります一般会計補正予算(第4号)につきましての説明とさせていただきます。

環境対策課長 環境対策課所管の事項についてでございます。同じく、資料7の歳入の上段、2段目の第20款諸収入でございますが、雑入で環境保全促進事業助成金の補正額が70万円となっておりますが、これは本年度当町が実施してまいります親子環境教室や親子ごみの行方探検ツアーなど環境保全推進事業、これが財団法人自治総合センターというところが募集しております平成16年度環境保全促進事業助成金の対象事業といたしまして採択されましたことから、70万円の追加補正をお願いしたいと考えているものでございます。

以上、3課に跨りましたが、定例会に提出予定の一般会計の補正予算の内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、あらかじめ報告を受けたということで終わりたいと思います。

他に理事者側から報告することはございませんか。

(報告事項なし)

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたというこ

とで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

里川委員 3つほどお聞きしたいことがあるんですが、まず一つ目に、住基ネットなんですけど、実施から1年、去年の8月からですね、実施からもう間もなく1年ということで、現在の状況を、ここ暫くそういった状況をお尋ねしていなかったなと思いますので、状況をまずお尋ねしておきたいなと思います。

住民課長 住基ネットは昨年15年8月25日から1年になりますが、現在8月20日までの集計を取っておりますのでご報告させていただきたいと思います。住基カードの発行済みの件数でございますが57件ございます。その内写真なしで発行しておりますのが6件ございます。広域交付といいまして、斑鳩町の方が他町村で住民票を受けられた方、この件数が19件ございます。他町村の方が斑鳩町に来られまして住民票を発行しておりますのが16件。以上が、今、住基カードに伴います状況でございます。

里川委員 まだまだ利用状況というのは、本当に少ないんだなと今感じましたけども。そうしたら、もう1点ですが、障害者福祉計画の件ですが、障害者福祉計画の策定委員会、先日1回目があったときに、私も傍聴させていただきまして、様子を見ておりまして、非常に私の中で矛盾を感じてきたものですからお尋ねをしたいんですけども、障害者福祉計画、もともとあった計画をこの間の制度の改正などやいろいろな諸般の事情によって、この計画自体を見直していくというのが元々の考え方だったという風に思うんですけども。私は見直していく上においても委員さんについては、ある程度は1回目の計画を作った方なんかも多少入っていただいた上で、見直しをやっていった方がいいのではないかとこのことを提案をさせていただいていたんですけど

も、委員会の委員さん、前回まで入っていただいていた委員さんというのは全くいらっしゃらなくて、一からの方ばかりだったことと、その上において、見直しということが明確にされていなくて、一から障害者計画を作るみたいな進め方、進行状況になっていたという印象が強く感じられたんですけど。そんな状況の中で委員会を3回持った上で、この見直した計画を作り上げるということをおっしゃっていたので、あと2回しかないのかなという風に傍聴していて思ったんですけど。そこのところ、次回の委員会なんかについてですね、どんな風に進めていかれるのか、見直しといたら見直さなければならないポイントが絞れてなかったらあかんと思うんですよね。その絞込みもされてないような状況で、一から作るみたいな出し方されてたんで、そして委員さんへの説明も、ポイントを押さえたような説明の仕方になってなかったように思うんですけど、その辺については担当の方、今後の進め方どうされるのか。私はやはりこの計画というのは、今の制度の状況をよく把握した上で、障害者の皆さんにとって有効な計画になるべきであると、それと最初から言っていた様に数値的な目標については入れるべきであると。これ、都道府県レベルでも奈良県とどこかと2県だけですやろ、数値目標入ってないって指摘されているの。県自体がそんな消極的な姿勢を取っている訳ですよ。都道府県レベルでも県がそんな状況の中であって、斑鳩町はやっぱり3万足らずの人口であっても、そういうことにきちんと目を向けてやっているんだという姿勢をきちっと示していただけるように、いいものを作っていたいただきたいなという思いがあって、この間もそういう思いで傍聴させていただいていたんですが、今後、どのように進めていかれるのか、担当の方の考え方なんかを再確認をさせていただきたいなという風に思うんです。

福祉課長 障害者福祉計画の策定の進め方についてであります。今現在、見直しということで、現在の障害者計画をもう一度チェックしています。今現在それが進んでいるものか、進んでいないものか、もう一度チェ

ックしておりまして、絞込みを、委員さんが今言われました、絞込みの方を今図っております。絞込みをしまして、それに基づきまして改正箇所の見直しの素案というものを作成しようと思っております。その後、今言われましたように、数値目標等の入れられるものは入れていくという方針もありますので、設定をしていきたいと思っております。素案につきましては11月頃にお示しして、2回目の検討委員会の方で協議していただこうと思っておりますので、全体では3回と考えておりますので、本年度末までには策定していこうと考えております。

里川委員 以前、入っておられた委員さん、全く居られない中で、新しい委員さんばかりだったんで、余計だっと思うんですが、元々ある計画、元々ある計画の中で作ったときからこの間で、どういう風に制度が変わってきたか、だから、どこをどういう風に見直す必要があると考えると、行政側のある程度絞り込んだ意見を事務局として、委員さんたちに明確にして、委員さんたちからご意見いただくというような形を、もうちょっと採ってほしかったなというのが、私も傍聴していて、本当にあと2回で作れるのかなと、ちょっと心配したんです。ですから、次回からですね、される時に、見直しなんだと、見直しにはこの部分が必要なんだということを、事務局の方で確認していただきまして、参加している委員さんたちにご理解いただけるような形で委員会をもっていただきたいということをお願いしておきたいという風に思っています。

それともうひとつなんですけれども、民生委員さんの今度改選の時期にきていると思うんですけど、民生委員さんの推薦会の内容を見ましたら、民生委員さん推薦する会、うちの厚生常任委員会委員長も入っていただいていると思うんですけども、推薦委員会のメンバーというのは、民生委員さん自身、続けて民生委員をやられる方も入っているんですよ、その中に入られるという状況があるということについては、ちょっと疑問があるなあと思うんですけども、制度的にそんな風になっているんやということを知りました。私自身、なんか理

解しにくいなあと、自分で自分を推薦していくような形になるような、推薦会のもち方というのが、どうも分かり難いなあとと思うんですが、続けて民生委員さんやられる方も入っている推薦会は、なぜそうなっているかという根拠について、まずちょっと教えていただきたいなという風に思います。

福祉課長 民生委員推薦会の委員の委嘱についてのご質問だと思います。民生委員会の委員の委嘱につきましては、民生委員法の第8条でその委員さんの区域といたしますか、範囲の設定がされております。その各分野から市長村長が委嘱するということになっております。その範囲というのは1番目には市町村の議会議員、2番目として民生委員という形になっております。3番目として社会福祉事業の実施に関係がある者、4番目には社会福祉関係団体の代表する者、5番目には教育に関係のある者、6番目は関係行政機関の職員、7番目に学識経験のある者。この7つの範囲から2名以内で選出するという形になっております。ただ、斑鳩町の民生委員推薦会規則では委員の定数は14名となっておりますので、7つの範囲から2名ずつ委嘱して14名という形を採っております。民生委員さんの選ばれている理由といたしますか、それにつきましては実際に民生委員活動をしている立場からの意見を特に尊重する必要があるので、入れられているということでもあります。ただ、引き続き民生委員をされている方というのではなしに、民生委員の立場からよく事情等を知っておられる立場から、意見を特に尊重する必要があるという風に決められております。

県の選任要領というのがございますが、その中に民生委員につきましては会長または副会長が適当であるという形でもありますので、そういう形で取り扱うこととなります。

里川委員 今の課長の説明を聞いて大体理解は出来るんですけど、ただ、県の選任要領、民生委員法では民生委員と言われているだけですよね。県の選任要領では会長もしくは副会長という形になっているようなので

すけれども、私なんかが思うのは、例えば、今期で民生委員を勇退しますと、退きますというような民生委員さんが、今まで活動してこられた形の中で、そしてまた、冷静に斑鳩町の民生委員会の組織を見る中で、どういう方がいいんやということで、推薦していただけるような、より冷静な立場で、その推薦会で力を発揮していただけるんじゃないかなと。退任される方が入っておられるという状態の方が推薦会としてはベストじゃないのかなというのは、すごく私疑問に思ってきたんですけど、ただそうやって続けていかれる会長、副会長とか、そういう方入られて、いうことで、何か民生委員さんの中で、何ていうんですか、どうしても会長とか、副会長とかで続けてこられた方の力関係とか、そういうのが働くとか、そういう心配はないのかなとか。もうちょっと推薦会の在り方としては、そういうお辞めになる委員さんたちの冷静な判断とかが、より、こんな時代ですから、本当に少子高齢化、そして多種多様な家庭環境のある中で、いろんな問題が巡ってくる中で、より活発な民生委員さんの活動が求められている。逆に言えば、民生委員さんも本当に大変なお仕事をしていただいているという思いがある中で、だからこそ余計に、そういう会のシステムなんかを、より第三者的に広く作っていけないかなという思いが、私の中にあっただけですけれども、そここのところについてはやっぱり、県が作っている県の選任要綱というのは町としては守らなければならないという立場にあるのか、町独自でそういうものというのは民生委員法に基づいた形で考えることができるのかというのは、その辺の判断はどうなんでしょうか。

住民生活
部長

確かに、今おっしゃっていただくような形で、民生委員法の第8条では、民生委員という方からの最高で2名の方の選出が出来るというような形になっています。ただ、課長からありましたように、選任要領では会長もしくは副会長が適当であるという考え方が示されておる中で、町の方の考え方としては、当然、全体として把握をしていただいている会長もしくは副会長の方での推薦をさせていただきたいなど

いう考え方でおりますが、今おっしゃっていただくように、民生委員の中で、会長もしくは副会長が選出されてきていただいたとしても、全体で7つの団体から選出をしていただく。最低でも残りの12名の方の委員がおられるような状況です。その中で民生委員さんの活動をしていただいている方の意見もお聞きするということですので、それ以外の委員さんの意見ということもありますので、そういう形の中で適正に委員の選出がなされていくと考えておりますので、よろしくお願い致します。

里川委員

民生委員さん個々からいろんなお話しを聞く機会がありますので、心配をしておった件がひとつあるんですが、気になっているのが、今回の改選でかなりの人数の方が民生委員をお辞めになりたいというようなことで、お話しがあったというような事を聞いているんです。民生委員さんですね、期数というんですか、私よく分からないんですが、先ほどから言いましたように、今、民生委員さん大変な仕事ですし、そしてまた、個々の家庭環境なんかも複雑多様化してきている中で、民生委員さんの果たしていただく役割というのは大きいというのは、私も身近に母子家庭の状況がありまして、高校や大学へ行くときの修学資金を受けるのに民生委員さんのサイン、印鑑が必要で、その民生委員さんのところへ行って、事情を話して、サインもらって、印鑑押してもらって、ということを実際私、今年2件やらしてもらっているんです。そんな中で、その地域で民生委員さんやったら誰でもいいのじゃなくて、その地域の民生委員さんの所へどうしても行かなければならない、そして、事情を話して、サイン、印鑑を貰わないといけないという中では、民生委員さんという在り方というのは、どうなんかなど。私もよく分からないんですが、ただ、そんなにたくさんお辞めになるというような状況があるようなことを聞いたりする中で、やっていただくについて、民生委員さんというのは、やっぱり地域に密着して活動していただけるように、頑張ってください。大変だけど、頑張ってくださいの方ということになってきて、それが本当に大変過ぎ

るのかなと思ったり、いろいろ心配しているところなんですけど、それでひとつ気になったことが、民生委員さんの期数なんですけど、今、斑鳩町の民生委員さんというのは何期ぐらい、平均して何期ぐらいやっていたか。お辞めになりたいと申し出のあった方というのは、いわば勇退というんですか、3期、4期やってこられた方が、辞めるんやと。若い方に引き継いでいくんやということで、お辞めになるような状況にあるのなら、それは流れとして自然の流れかなという風に思っているんですが、そういう自然の流れの中でそういう風になっているということであれば、特に心配はしないんですけども、その辺のところちょっと気懸かりだなと思いましたんで、お尋ねをさせていただいておこうかなと思いましたんで、期数関係で分かっている範囲、教えていただけたらなと思うんですが。

福祉課長 民生委員さんの期数ですが、3年で1期となりますが、最長の方で6期、18年間されておられる方がおられます。平均で申しますと、人数で割りましたら2.2期という形で、端数がございましては任期の期間の途中で退任された方、その方は残任期間となっておりますので、端数が出てくるかたもございまして。平均でいきますと2.2期という形になります。年齢でいきますと平均では65.7歳ということになります。男女の比率で申しますと、男性が23人、女性が21人、現在の民生委員さんの状況はそういうことになっております。

里川委員 今後なんですけれども、私たち直接、なかなか民生委員さんをお願いしにくいところはあるんですが、行政の立場からなんですけど、先ほど申しましたように、その地域の民生委員さんのサイン、印鑑がいるというような中で、その地域の民生委員さんにはそういう話をしにくい、よく知らないという場合があったりするんです。そうしたら隣の地域の民生委員さんがよく知っていると、いう場面もあつたりするんですが、そんな時にあるひとりの民生委員さんに話しをしたときに、民生委員さんの中で連携を取っていただいて、こういう事情があつて

一度訪問してくれないかとか、そういう風なシステムの、うまい具合に民生委員さんの中でネットワーク的にやっていただいているような状況があるのか、どうなのか、ちょっと気に掛かっているんですが、これは別にこちらの、住民側の希望なんです、今後そういう柔軟な運営の方を出来るように、行政側としてもそういった住民の側の声があるということをご認識しておいていただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。

中西委員 この前からちょっとお願いしておりました、ふれあい交流センターの運営の仕方について、どの程度検討されておられるのか、お聞かせ願いますか。

福祉課補佐 ふれあい交流センターにつきましては、会館から4年が経ちまして、利用者数も毎年、減少傾向にあり、入浴者につきましては横這い状態にある状態でございます。今年度におきましては他町村の料金体系等も全部含めまして、他町村の類似施設も利用状況も調査する中で、見直しを行いたいと思ひまして、平成17年度からそういった料金体系も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

中西委員 17年度からされるという事ですか。

住民生活部長 17年度に向けて改正を考える中での、17年度から実施するということではなしに、17年度でそういう形で、他町村のそういう同類の施設を研究する中で、どういう形で斑鳩町としてやっていけるかということの中で、17年度で対応が出来たらということでの、向けての調査検討をさせていただいているということで、17年度から実施するという確定の話では、まだ、あたらないのかなとは思っております。

中西委員 この件につきましては、去年の6月議会に一般質問させてもらって、その中で町長の答弁で、12月議会には一定の考え方を示すという答弁を貰っている訳です。それが今の状態では、17年にも出来ないということだったら、いつまでずるずるやっていくのか。

住民生活 17年度に絶対にそれを実施しないということではなしに、17年度に向けての対応をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。それで、17年度当初から実施が可能であれば、そういう形で実施をさせていただきたいというようには考えておるところでございます。

中西委員 私もたまには風呂の方へ行かせていただいて、いろんな方と話をしているわけですが、出来るだけ早い時期に、そういう形で運営をやっていってほしいという方がかなり多いわけです。それと、障害者の方ですが、町内の障害者の方からちょっと聞いているんですが、町外の障害者が当然のように、ただだからということで、その辺の考え方も何とかできないのかという話もでておるので、運営の方法をもう少し早い目に、その点を詰めていただいて、出来るだけ17年度からでも施行できるような方法、考えてもらいたいと思います。要望しておきます。

助 役 先ほど、中西委員がおっしゃったように、町長の答弁では12月議会までにその運営方法について、ひとつ纏めた案を出すという答弁をされたわけです。従いまして、我々としたしましては、その入浴の状況を十分に把握しなければならないということから、去年の7月、8月、9月でしたか、町内と町外の入浴状況をチェックいたしました。従って、その結果は7割が町外、3割が町内というような結果が出ているという報告を受けております。そういうことを含めて、料金改定等を行うならば、どういう形にするかということもさらに検討しなけ

ればならないと思っています。中西委員にご指摘を受けました暴力団関係の入浴、また、入れ墨の入った方については、玄関にお断りという啓発を行いまして、その努力をしまりました。ただ、報告では入れ墨の方を断ったということの報告の中で、相当怒られたということもございます。そういうことで、積極的にそういうものについては排除していこうということで、今、努力をしておるわけでございます。運営方針の変更等については先ほども部長から申しあげましたように、十分精査をいたしまして、そしてその運営が適切に出来るように、また、町内、町外の方々が安心して入っていただけるような管理上の整理に努めてまいりたいと、このように思っております。斑鳩町における入浴施設でございますから、やはり斑鳩町の方が優先をして、そして、斑鳩の方々がふれあいの場で交流をするという施設でございますので、当然、そこらについては我々十分認識をした考えをもっている中で検討してまいりたいと思っています。

委員長 他にございませんか。

三木委員 今の続きになるようなんですが、いきいきの里の件ですが、私もこの間日曜日行ってまいりました。かなり人がたくさん入っておられました。以前から言っている、お湯の熱湯の件で言っておりますが、それ以来、脱衣場のところに紙を張っていただいております。今、助役さんからあった、入れ墨のも張ってございます。日曜日に行ったときは、行くと必ずチェックするんですが、そう感じなかったです。お盆の前に、東吉野のミノヤという温泉行きました。そうしたらやっぱり、同じような状況で熱いんです。責任者の方に聞きました。そういう事って起きているんですか。いろいろとお客さんから来ませんかと聞いたら、お客さんからクレーム来るそうです。専門の業者に見てもらったそうです。どうしても直らないそうで、どうも理由は温泉と水道水の調節らしいです。やはり、この問題はその方曰くには、ここだけじゃなく、東吉野の温泉でもそういう状況が出ているみたいですよと、

業者が言ってましたと言うんで、いきいきの里も、その辺は難しいのかなと感じた次第です。寺田補佐もしょっちゅう行ってチェックしていただいておりますけども、チェックは今後もしていただきたいというのと、障害者も含めて子どもたちという方々が掛けたときに、熱いということかどうかということもありますので、その点については意識していただきたいと言うのと、入り口の書いていただいているんですが、もう少し、ちょっと分かりづらいです。ちょっとその辺、考えていただいて、分かりやすく、大きめでもいいかなと、ちょっと分かりやすく書いていただいて、玄関の方にも書いていただいたらと思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、その他についてもこれで終わりたいと思います。

委員会の事案ですが、決算審査特別委員会委員の選出について9月議会初日に議長から、決算審査特別委員会の設置と委員指名がされると思います。総務から3名、厚生から2名、建設から2名の計7名の委員構成になると思われますので、あらかじめ厚生常任委員会からいっていただく委員さん2名を決めておいていただけたらと思います

希望される委員あればお聞かせください。

里川委員 私は行きたいんですが、木澤議員が建水の方から決算の方へ出させていただくことになっておりまして、これまでの議会の慣例により、私は行きたいんですが、そういう理由で行けないという風に思っておりますので、他の方でお願いしたいと思います。

委員長 どうですか。行っていただく方。

(挙手するものあり)

委員長 それでは、決算審査特別委員会の委員に厚生常任委員会から浦野委

員、三木委員ということで確認をさせていただきますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 浦野委員、三木委員と言う事で確認を致しておきます。

委員長 次に、先進地の視察についてであります。例年10月から11月頃にかけて、所管事務調査のため、先進自治体等への視察を行っておりますが、本年度も視察研修を行うことにつきまして、委員のご意見をお聞きしてまいりたいと思います。

本年度も斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱により実施したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 それでは本年度も視察を行ってまいりたいと思います。視察先、次期等についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(正副委員長一任の声)

委員長 正副委員長に一任というご意見をいただいておりますが、そのように取扱いをさせていただきます。よろしいか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。視察先、時期等につきましては、副委員長とも相談をさせていただき、9月定例会議会最終日に本会議において委員会視察の議決を得ていくこととなっておりますので、次回定例会中の委員会で委員皆さんに視察計画をお

諮りし、決めていきたいと思ひます。ありがとうございます。

委員長

他に質疑意見等はありませんか、なければその他についてもこれをもって終ります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時10分 閉会)